

第3回公営企業会計決算特別委員会会議記録

日 時 令和2年9月24日（木曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午後 2時 6分 散会

付託事件

認定第2号

1 本日の会議に付した事件

(1) 認定第2号 令和元年度水戸市水道事業会計及び下水道事業会計決算認定について

2 出席委員（12名）

委員 長	木 本 信 太 郎 君	副 委 員 長	森 正 慶 君
委 員	萩 谷 慎 一 君	委 員	中 庭 次 男 君
委 員	綿 引 健 君	委 員	後 藤 通 子 君
委 員	黒 木 勇 君	委 員	大 津 亮 一 君
委 員	栗 原 文 隆 君	委 員	袴 塚 孝 雄 君
委 員	内 藤 丈 男 君	委 員	福 島 辰 三 君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（1名）

議 員 田 口 米 藏 君

5 説明のため出席した者の職、氏名

上下水道事業 管 理 者	荒 井 幸 君	上下水道局 水 道 部 長	伊 藤 俊 夫 君
水道部技監兼 給 水 課 長	梶 山 学 君	水道総務課長	梶 山 哲 君
経 理 課 長	栗 原 千 尋 君	料 金 課 長	倉 田 佳 則 君
水道整備課長	杉 山 健 一 君	浄 水 管 理 所 事 務 所 長	島 孝 夫 君
上下水道局 下 水 道 部 長	坪 貴 之 君	下水道部技監兼 下 水 道 整 備 課 長	松 葉 光 隆 君
下水道管理課長	鬼 澤 英 一 君	下 水 道 施 設 管 理 事 務 所 長	渡 邊 基 弘 君

6 事務局職員出席者

法制調査係長	富 岡 淳 君	書 記	大 内 し お り 君
書 記	堀 江 良 君		

午前10時 0分 開議

○木本委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第3回公営企業会計決算特別委員会を開会します。

それでは、これより議事に入ります。

通告に基づく質疑

○木本委員長 本日の日程は、認定第2号であります。

それでは、昨日の委員会に引き続き、通告に基づく質疑を行ってまいります。

〔「委員長、その前にいいですか」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 はい。

袴塚委員。

○袴塚委員 それぞれ昨日質問させていただいた関連で、その残り時間等を最初にちょっとお知らせいただければ、関連質疑もありますから、よろしく願いいたします。

○木本委員長 各委員さんが持っている持ち時間が1時間あるんですけども……

〔「だから1人1時間やればいいんじゃないの、それは関連だもん、かまわねえべ」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員 違う、違う、だってそれも1時間と決まっているから。だから配分して質問する人もいると思うんだ。

○木本委員長 すみません、じゃ、一応全員言います。上からすみません。今日の各委員さんの残り時間は萩谷委員が60分、中庭委員が60分、綿引委員が55分55秒、後藤委員が43分58秒、黒木委員が22分32秒、大津委員が60分、栗原委員が60分、袴塚委員が32分34秒、内藤委員が60分、福島委員が28分36秒であります。

袴塚委員、よろしいですか。

○袴塚委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○木本委員長 それでは、質疑を行ってまいります。

中庭委員から発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 まず、水道事業会計について質問いたします。

最初の質問は、水戸市水道事業基本計画（第3次）と施設能力及び実際の配水量についてお聞きいたします。ですので、質問はですね……。

〔「委員長、駄目だよ。これ通告書に従って通告書のとおりやってくれないと、何言っているんだか分かんないぞ、聞いているほうも」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 ああそうか、じゃ、もう1回。水道事業会計について質問させていただきます。

給水原価については、後ほど触れたいと思いますので、この点についてはカットしたいと思います。

最初にですね、もう一度言いますと、最初の質問が水戸市水道事業基本計画（第3次）と施設能力及び実際の……

〔「何番目に書いてあるんだ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 2番目です、2番目。

〔発言する者あり〕

○中庭委員 1番目については、カットしたいと思います。

2番目の水道事業会計、水道事業基本計画（第3次）と施設能力及び実際の配水量についてお聞きいたします。

水戸市は、開江浄水場と楮川浄水場の施設能力は、日量何トンあるのかお答えいただきたい。

また、去年は1日の最大配水量は何トンあったのか。そして、水戸市の施設能力の余裕配水量は何トンあるのかお答えいただきたいと思います。

○木本委員長 島浄水管理事務所長。

○島浄水管理事務所長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

本市の施設能力につきましては、開江浄水場は日量6万4,750立方メートル、楮川浄水場につきましては6万6,000立方メートルで、合計13万750立方メートルでございます。

昨年度の1日最大配水量ですが、6月19日に記録いたしました9万7,616立方メートルでございます。

先ほどの余力と申されましたので、施設能力13万750立方メートル、それから最大配水量9万7,616立方メートル、差し引きますと3万3,134立方メートルの差はございます。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうしますと、水戸市の配水能力は約3万3,000トンが余っているということになりますよね。請求資料20ページで見ますと、先ほど答弁いただいたように今年の6月19日が最大でありまして、そのときの1人当たりの平均水量は、給水量は361リットルですから、9万700人分の余裕があるということになりますが、いかがですか。

○木本委員長 島所長。

○島浄水管理事務所長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

確かに先ほど申し上げました3万3,000立方メートルを1人1日当たり最大配水量で割り返しますと、委員の申された数字になるものでございます。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、水戸市の配水量、給水量は、9万700人分も余っているということでありまして、そういう点では水戸市は十分な配水能力があるということなんですけれども、これはあまりにも給水能力が余り過ぎているという考えはないのかお答えいただきたいと思います。

○木本委員長 島所長。

○島浄水管理事務所長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

施設能力につきましては、水道施設設計指針、原水の汚染や施設の事故、また回路等の更新事業において

も対応可能とする予備力として計画、浄水量の25%程度を確保することが示されておりますので、適正であると考えてございます。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 今25%の余裕能力があるというふうに言いましたけれども、水戸市の余裕施設能力は、25%以上を超えているんじゃないかと思うんです。なぜかというのですね、請求資料の20ページから見ても、日本水道協会が示した余裕能力よりも8,800トンも上回っているということでありまして、これを計算すると、給水施設能力が1日最大配水量より33.9%もあるということで、これは水道協会が示した25%よりも上回っているというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

○木本委員長 島所長。

○島浄水管理事務所長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

予備力につきましては、施設更新等におきましても安定供給を確保する上で必要な量だと考えてございます。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、まず十分な配水施設能力を持っているということを確認したいと思うんです。

そこで、次に、3番目の茨城県中央広域水道からの受水について質問したいと思うんです。

水戸市は、請求資料21ページにあるように、常澄地区、内原地区は、平成10年度から22年間茨城県中央広域水道から受水してまいりました。昨年度の常澄、内原地区それぞれの受水量と使用料の合計、さらに昨年度までに支払った県の受水費の累積についてお答えいただきたいと思います。

○木本委員長 島所長。

○島浄水管理事務所長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

常澄地区につきましては、受水量10万8,720立方メートル、基本料金9,148万1,760円、使用料金につきましては706万6,800円、常澄の合計が9,854万8,560円でございます。

内原地区につきましては、受水量10万8,710立方メートル、基本料金2,346万4,320円、使用料金706万6,150円、内原の合計が3,053万470円でございます。

令和元年度の常澄、内原の受水費の合計は、1億2,907万9,030円でございます。

今申されました受水開始した平成10年度からの令和元年度までの常澄、内原の受水費の累計でございますけれども、受水費の累計は、常澄、内原あわせて累計は38億5,930万8,970円でございます。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 今答弁がありましたように、県からの受水費は昨年度は約1億2,900万円、21年間支払った受水費の合計は約38億5,000万円にもなっているということでありまして。38億5,000万円といえば、水戸市の年間の水道料金の8割にも達するような莫大なお金であります。

しかし、水戸市は、一方で9万700人分の水が余っているのに、こんな莫大なお金を支払い続けていいのでしょうか。これについて水戸市の考えですね、こんな莫大なお金を毎年毎年払って、約40億円も払っているということについては是正する考えはないのかお答えいただきたい。

○木本委員長 島所長。

○島浄水管理事務所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

県中央広域水道からの受水につきましては、先ほども申し上げましたように、常時安定した給水の確保をする上では、必要な水源と考えております。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 常澄と内原地区のいわゆる配水量というのは、水戸市全体から見ればですね、大体1%に過ぎないんですよ。大体、水戸市の総配水量は3,232万トンですから、その中で内原と常澄地区の合計配水量は21万7,000トンでありますから、全体の0.6%、0.7%に過ぎないと。実際、配水の99%がですね、開江浄水場、楮川浄水場の自前の施設から行っているのであってですね、1%に満たないわけですから、県の受水の必要ってどこにあるのかと。1億2,900万円も払っている、累積で約38億5,000万円も払う、こういう必要があるのかどうかですね、税金の無駄遣いになってしまうんじゃないかと思うんですか、いかがでしょうか。

○木本委員長 島所長。

○島浄水管理事務所長 中庭委員の御質問にお答えいたします。

内原配水池、常澄配水池ですけれども、浄水場から送る送水管の距離も長く、漏水や事故等のリスク、こういったものが高いこともございまして、さらには設備の故障や水質事故、こういった場合の生産能力減につきましても、常時安定した給水を確保することが水道部の使命でございまして、県水につきましては複数の水源の一つとして水運用を行ってまいりたいと考えてございます。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 この県の受水が防災にとっても必要だという議論がありますけれども、しかし東日本大震災のときに、一番先に水が止まってしまったのは中央広域水道なんですよ。常澄地区でも止まってしまったと、長期にわたって給水停止になってしまったと。そして、内原地区でも給水停止になり、断水した時期もありました。

そして、今回の台風19号でも、国田地区で水道管が破裂したときもすぐ近くに県の中央広域水道がありましたけれども、これも役に立たなかったということで、本当に防災の役に立っているのかということについては、やはりこれは問題だと、疑問だと思います。

では次にですね、茨城県中央広域水道が全国一高いという問題になっています。水戸市が払うこの受水費、県の受水費、これを年間の21万7,000トンの水を内原と常澄で買っていますけれども、これを給水単価に直しますと、1トン当たり592円にもなるというふうに計算しましたが、どうでしょうか。

○木本委員長 島所長。

○島浄水管理事務所長 中庭委員の御質問にお答えいたします。

今申されました受水料金を受水量で割り返せば、委員が申されたその数字になるようでございます。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうしますと、水戸市の給水単価は164円ですから、それと比べると3.6倍も高いということになります。給水単価がですね、水戸市の単価は164円なのに県の単価は592円ということになりまして、これは1トン当たり428円も高い水を買っていると。こういう高い水を買っているということに

ついて、これをやめる考えはないのかお答えをいただきたいと思います。

そして、また同時に県に対しても、昨年度水戸市はこの広域水道料金の値下げを求めたことがあったのかどうかお聞きしたいと思います。

○木本委員長 島所長。

○島浄水管理事務所長 中庭委員の御質問にお答えいたします。

先ほど1立方当たりの単価428円と申されましたけれども、県受水費につきましては、基本料金、使用料金の二部料金制で構成されております。費用をそのままの受水量で割り返したものは、本市の原価とは比較できないものとは考えてございます。

○木本委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 中庭委員の県への要望の件についてお答えをさせていただきます。

昨年度につきましては、県の料金の算定期間の最終年度となってございますので、私どもの事務局で持っておりますほうで、現在の料金水準、そして現在料金の減免制度というものを設けてもらっておりますので、それらの継続についてと、あとはちょっと話が出ましたが、県内の広域水道用水供給事業間の料金格差、これがあるということは認識しておりますので、その料金格差の緩和につきまして要望のほうを実施したところでございます。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 請求資料の21ページと22ページのところで今質問しています。

水戸市はですね、常澄地区と内原地区からそれぞれ受水をしているわけでありますが、使用水量はほぼ同じなんですよ、内原地区も10万8,710トン、それから常澄地区も10万8,720トンで、その差は僅か10トンしかないんですよ。受水量は同じなのに支払うお金が、常澄地区では、先ほど答弁がありましたように、9,854万円と、内原地区は3,053万円の受水費を払っていると、その差は約6,800万円もあるとなっているということなんです。

私、ちょっとこれをコピーして表をつくってみたんですけども、実は常澄地区は1トン当たりになると906円なんですよ。それから、内原地区は1トン当たりになりますと280円と。要するに、同じ受水量なのに、内原地区と常澄地区の1トン当たりの受水費、受水単価は3倍以上も開いている。これは何なんでこんなに差が開いちゃっているんですか、これ。なぜこんなに差が開いているのかお答えいただきたい。

○木本委員長 島所長。

○島浄水管理事務所長 中庭委員の御質問にお答えいたします。

内原地区につきましては、旧内原町の契約水量968立方メートル、これは合併前の契約水量を引き継いだものでございます。また、旧内原町合併前の旧常澄地区を含んだ水戸地区につきましては、契約水量が3,774立方メートル、この契約水量につきましては実施協定に基づく負担割合により決められているものでございます。

内原、常澄の受水費の差につきましては、それぞれの契約水量に1立方メートルの基本料単価、こちらを乗じていることから、契約水量の差が受水費の差になっているものでございます。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 私が言いたいのは、同じ水を県から買っているわけですよね。常澄地区も買っている、内原地区も買っていると。大体水量も10トンしか変わらない。さっき言ったように10トンしか変わらないのに、なぜ1トン当たりの単価がこんなに違うのかということの問題にしなければならないと思うんですよ、是正しなくちゃならないと思うんです。片方では、内原では280円、それから常澄地区は906円ということで、その差は700円以上もあるんですよ。だから、こういう差をやっぱりきちんと是正しなくちゃならないと思うんですよ。

なぜこんなに差があるかとちょっとよく調べてみますと、基本料金が内原地区は2,346万円なのに、常澄地区は9,148万円もあるんですよ。要するに、同じ水を買いながら基本料金が違うというのは何でなんですか、これ。

使用料金は同じなんです。使用料金は、内原は706万円、常澄地区も706万円で同じなんです、706万6,800円で、その差はたった650円しかないんですよ。使用料金はほぼ同じ650円しかないのに、基本料金は大体6,800万円も違うというのはどこに問題があるのか、なぜこんなことになってしまったのかまたお答えいただきたいと思います。

○木本委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えをいたします。

茨城県からの受水、これの料金につきましては、二部構成になってございます。一つは、基本料金分と使った量に応じて支払う従量料金、この二部構成での請求になっています。

今委員が御指摘の内原分と常澄分、これの差がありますという、まず、従量料金についてはほぼ同じですと、これは65円を使った量に対してお支払いをするので、そんなに差が生じておりません。

差が生じる原因としては、先ほど島所長も申しましたが、基本料金の部分ですね、これについてはそれぞれ内原町での契約水量が約970トン、そして常澄、水戸分として約3,800トンの契約をまずしておりますので、その部分については昨年度ですと2,020円を乗じた基本料金を支払う必要があるので、その水量差の分、そこでどうしても差が生じているというような形になっています。この両方を足した金額を受水した水量で中庭委員が割り返しておりますので、どうしても単価にこの差が生じているというような形になっているものでございます。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 同じ水戸市ですよね、水戸市が県から受水しているのに、常澄地区の単価は、要するに使用水量は同じなんです、従量料金は同じなんです。しかし、基本料金が全く違うんですよ、これね。要するに、常澄地区は約9,100万円、内原地区は約2,300万円、6,800万円も違うと。そうすると、同じ水を使って、同じ水を買っているのに、内原地区は常澄地区の3分の1で買っている、常澄地区は内原地区の3倍も買っているというのは、これ成り立たないんじゃないんですか。

だって、市民から見れば、同じ水を飲んでいながら、県から受水していながら、3倍もの開きがあるというの、これ、普通は考えられない。私聞いたら何かぼったくられているんじゃないかというふうに思う方もいらっしゃる。だから、そういう点ではですね、何かこういう是正というのは求めたことはないんですか、どうなんですか、これは。問題あるという意識はないんですか、これ。

○木本委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えをいたします。

実施協定で基本水量については、契約水量ですね、これについては支払うということになっておりますので、水戸市全体として基本水量を料金分、従量料金を含めて使用した分をお支払いしています。

今回請求資料のほうで、内原分と常澄分を分けて資料を請求なされているので、それぞれの契約水量に応じた部分での資料を提出をさせていただいておりますので、どうしてもその実施協定に基づく水量分の差というのは、これは平均して出すわけにはいかないので、どうしてもこういうような形になってしまうんですね。

ですので、料金自体については、同じ金額でいただいているという認識で、当初の契約上の問題と申しますか、基本水量の部分でどうしてもこれなってしまいますので、そこについては御理解をいただきたいと思っております。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 御理解をいただきたいと言うけれども、同じ水なのに3倍も差があるって、納得できません、私は。これは、是正すべきだと思うんですね。要するに県に対してこんな同じ水量を使っているながら、3倍もの差があるという問題については是正を求めたことってあるんですか。

○木本委員長 梶山課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えをいたします。

この金額につきましては、実施協定に基づき支払いをするものですので、是正については求めたことはございません。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 これやっているともう時間がなくなっちゃうので、また機会を見つけて質問したいと思うんですけれども、ただいづれにしても問題ないという意識を持っていること自体が問題だと、こう思います。ですから、私はぜひ是正をしていただいて、やっぱり基本的にはこういう県の受水はやめるべきだと思います。

もう30分たってしまったので、ちょっと4番は時間の関係でカットします。

5番については、当年度純利益、前年度繰越利益剰余金・当年度未処分利益剰余金の推移についてお聞きしたいと思います。

2014年度に、水戸市はですね、水道料金を7%値上げしました。その結果、値上げ額は3億7,000万円にもなりました。昨年の請求資料を見ますと、2014年度は当年度純利益が7億2,700万円、2015年度には当年度未処分利益剰余金が8億6,800万円というふうになっているんですけれども、昨年度決算でもどのくらいの剰余金になっているのか。

この剰余金というのは、一体どういう形で使われているのかお答えをいただきたいと思います。

[発言する者あり]

○木本委員長 じゃ、すみません、質問者も答弁者もそれぞれ資料請求のどこかということを行った上で、お願いいたします。

じゃ、栗原経理課長。

○栗原経理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

昨日お配りいたしました請求資料の28ページをお開きください。

これは、過去5年間の当年度純利益、前年度繰越利益剰余金、当年度未処分利益剰余金の推移でございます。令和元年度の数字は、一番下に書かれております。

内訳としましては、まず平成30年度からの前年度繰越利益剰余金につきましてはゼロ円、当年度純利益、これは決算書にも載っておりますが、損益計算書の中から導き出される数字ですが、当年度純利益につきましては3億5,116万242円、この金額が当年度未処分利益剰余金となりまして、今回の決算の認定において、決算書に載っておりますが、剰余金処分計算書でお諮りした後、使途を決めるものでございます。

使途の予定としましては、減債積立金への積立て、これが2億7,616万242円、それから建設改良積立金への積立て、これが7,500万円。

以上でございます。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 これ全部ちょっと私計算してみますと、36億2,000万円にもなるんですね。

〔「だから、どれとどれを足して36億になるんだか言わないと分からない」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 だから、最初にこの平成26年から令和元年度を全部足し上げると36億円にもなってしまうという、要するに値上げした結果ですね、当年度未処分利益剰余金がどんどん増えてきているということになっているわけです。

ですから、私はですね、これは減債積立金ということですから、あるいは建設改良積立金ですから、内部留保にしているのか、その辺についてもどうなのか。建設改良積立金は、今までいくぐらい積み立てたのかお答えいただきたい。

○木本委員長 栗原課長。

○栗原経理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

当年度未処分利益剰余金につきましては、毎年度決算認定の中で処分の方法をお諮りしております。例えば平成30年度で言いますと、4億9,690万円の未処分利益剰余金のうち減債積立金への積立てが3億3,600万円、建設改良積立金への積立てが1億6,000万円というふうな形で残額が出ないようになっております。毎年度残額はゼロになりますので、翌年度の前年度繰越利益剰余金はゼロ円という形になります。

続きまして、減債積立金につきましては、積立てという名前にはなっておりますが、条例などによりまして使途が決まっております。翌年度の企業債の償還の財源に使用するということになっております。実際翌年度の予算もその前年度の減債積立金の金額をある程度見越して予算を組んでおりますので、決して余っている剰余金ではないということでございます。

それから、建設改良積立金につきましては、平成25年度から積み立てておりまして、令和元年度、今回の議会で御承認をいただければ、合計で7億6,500万円まで積み上がっております。

以上でございます。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、約7億6,000万円の建設改良積立金があるということですね。私はですね、やっぱり毎年毎年利益剰余金があるわけですから、ぜひその分、今年はこの4月から値上げいたしましたけれども、値上げはすべきではないというふうに思います。

次にですね、消費税及び地方消費税について、昨年10月からの消費税増税について質問いたします。

請求資料の26ページをちょっと見てほしいんですが、これ消費税の分の値上げについて出ているんですけども、昨年は特に10月から消費税が増税されたんですけども、水戸市が水道料金で納める消費税というのは幾らなのか。

そして、昨年10月からの10%の増税で納めた増税分は幾らなのかお答えいただきたい。

○木本委員長 栗原課長。

○栗原経理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

決算委員会の初日の日にお配りいたしました水道事業会計決算参考資料の5ページをお開き願います。

これは、決算書の報告資料でございますが、5ページ、6ページに収益的収入の決算額のうち、3段書きになっておりますが、上段が消費税及び地方消費税を抜いた金額、中段が消費税及び地方消費税の金額、下段が消費税込みの金額ということで、決算額が3段書きになっていると思いますが、5ページの水道事業収益の営業収益の目、給水収益、この給水収益が水道料金のことを言っているんですが、その2段目中段のところ、4億773万299円、これが水道料金に係る消費税の金額でございます。

それから、続きまして、昨年の10月から消費税が10%に上がったということで、4月なんです、請求資料の26ページの下段のほうに、例えば一般家庭、口径20ミリを使用の一般家庭において、水道水を1か月20立米使用した場合の金額を簡単に出させていただきます。8%から10%に上がった分が幾らかというのは、ちょっと非常に計算が難しいんですが、推計ということで出ております。推計させていただいた結果としては、昨年の8%から10%に上がった分の金額は約2,700万円ということになります。

以上です。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうしますとですね、今答弁もあったように、昨年度は消費税によって4億773万円も支払った。そして、10月からの消費税の増税分は2,700万円だということでありました。

私はですね、やっぱり市民が飲む水まで消費税を課税すると、値上げするというやり方はおかしいと、反対であります。水戸市は消費税の転嫁をやめたこともありました。2回ありました。佐川市長の時代に消費税転嫁をやめたこともありました。私はですね、今暮らしが大変な中で、こんな消費税を増税は認められないということでもあります。

次にですね、企業債の償還について質問したいと思います。

4%台の高い金利にもありますけれども、こういうものは借換えするべきではなかったのかと思いますけれども、請求資料によりますと30ページを見ましてもですね、昨年度支払っている利息というのは3億720万円でありまして、毎年3億円以上払っているということでもあります。4%台の高い金利もありますから、やっぱりこういうものは借り換えるべきじゃないかと。

水戸市は、昨年度借り換えたのか、借り換えなかったのかお答えいただきたいと思います。

○木本委員長 梶山課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えをいたします。

昨年度でございますが、借換えについては行っておりません。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 なぜ借換えしなかったんですか。

○木本委員長 梶山課長。

○梶山水道総務課長 中庭委員の御質問にお答えをいたします。

借換えにつきましては、現在の債権を一度繰上償還をしなければなりません。この繰上償還に当たりましては制約がございますが、未償還の元金と将来にわたって支払う予定である利息相当分、こちらを一度に精算する必要がございます。

そして、また繰上償還ということでございますので、また新たに借換えるほうを行わなければならないということになります。そうしますと、新たに借り換えたことによりまして、まだ新たな利息のほうが発生をしてしまうというようなこととなりますので、昨年度ですね、借換え償還のほうは行っておりません。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 4%台で借りているんですけども、現在の借りている利率というのは幾らぐらいなんですか。現在、要するに昨年度借りた利率は何パーセントなんですか、4%、3%というのもありますけれども、これまで過去には、現在はどうなんですか。

○木本委員長 梶山課長。

○梶山水道総務課長 中庭委員の御質問にお答えいたします。

昨年度借りました利率につきましては、0.001%でございます。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、0.001%ですよ。そうすると、例えば1億円借りても10万円、償還で1億円借りても10万円しか利息がつかないということですよ。

ですから、私はですね、やっぱり4%、3%台のこの利息だけでも見ても約4,000万円ありますね、これ、3%と4%の利息というのは、4%が2,161万円、3%が1,900万円だから、あわせて4,000万円払っているわけですよ。そして、その残高合計は約9億円もあるわけですよ。ですから、そういう点でこれをやっぱり借り換えて安い金利にするというのが、やっぱり水道事業の会計の健全化のためにも必要だと思うんですけども、国に対してこういう制度ができるように、借換えできるような制度について要望したことってあるんですか。

○木本委員長 梶山課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

借換えるの制度につきましては、現在も日本水道協会を通して要望のほうは行っているところでございます。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 では、次に給水停止の問題、基準の問題について質問したいと思います。

これは、請求資料の29ページに出ておりますけれども、この中で昨年給水停止というのを行ったのがですね、1,874件もあった。そして、3月31日現在では229件が止められているという状況ですけれども、この229件というのは、どのぐらい長期にわたって止めている家もあるんですか。

それから、もう一つは、生活保護世帯でも止めているんですか。お答えいただきたい。

○木本委員長 倉田料金課長。

○倉田料金課長 ただいまの中庭委員の給水停止の期間なんですけど、給水停止につきましてはほとんどの家庭におきまして、当日及び翌日等で開栓となっております。

また、生活保護世帯ということなんですけど、そちらにつきましても、一応基準としては同じ基準で給水停止のほうは行っております。ただ、やはり生活保護ということで、御本人さんのほうから相談があれば、関係部署等と連携しまして、相談等に乗らせて、分納などお支払いをいただけるような形での相談を受け付けて対応をしております。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 昨年度世帯で何件止めたんですかね。

○木本委員長 倉田課長。

○倉田料金課長 ただいまの質問にお答えいたします。

昨年度、生活保護受給世帯につきましては、14件給水停止を行っております。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 今年の2月なんですけれども、大阪府ですと、大阪府八尾市の集合住宅で57歳の母親と24歳の長男が遺体で発見されました。水道が止められて、食べかけのマーガリンや小銭などしか残っておらず、餓死したという事件がありました。ですから、そういう点でもですね、今水戸市内でも60歳の男性が生活に困窮し餓死した例もありました。

私はですね、生活困窮世帯、生活保護世帯については、給水停止をやめるように求めたいと思います。

次にですね、鉛管、石綿セメント布設替えについては、ちょっと時間の関係でカットしたいというふうに思います。

次はですね、下水道事業会計についてお聞きしたいと思います。

下水道使用料の影響と一般会計繰入金の状況について質問いたします。

請求資料の7ページをちょっと見てほしいんですけど、一般会計からの繰入れが出ておりますけれども、平成28年度は下水道使用料の料金値上げが実施されましたが、料金改定による令和元年度の影響、値上額は幾らなのかお答えいただきたいと思います。

一方で、一般会計からの繰入金は減少していると思いますけれども、令和元年度は幾ら減少したのかお答えいただきたい。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員からの御質問にお答えいたします。

まず、平成28年度の使用料改定の影響額につきましては、令和元年度につきましては、税抜きで約2億500万円が影響額となります。

もう1点、一般会計繰入金につきましては、請求資料7ページの下段の表にございますとおり、令和元年度は50億6,000万円でございます、前年度と比べますと7,300万円の減少となっております。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 結局値上げした分、2億500万円の分については、一般会計からの繰入金を減らすために使われるということが明らかになりました。

水戸市はですね、3年ごとに下水道料金の値上げを計画しておりますけれども、結局これは、一般会計からの繰入れを減らすためではないかというふうに思います。したがってですね、一般会計からの繰入れを減額するための値上げというのは、私はぜひやめていただきたいと思いますけれども、特に令和元年度については純利益は幾らだったのかお答えいただきたい。

○木本委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

純利益の額につきましては、下水道事業の⑩決算書の6ページ、7ページを御覧願いたいんですけども、7ページの当年度純利益の額のとおり、約3億円が純利益として出ております。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、昨年度の純利益は約3億円ですよ、3億円の利益があったんですけども、水戸市はこの4月から水道料金を11%値上げして、約5億円の値上げを行ったということでもありますので、私はですね、やっぱりこれだけの利益がありながら値上げするというのは、ちょっとおかしいんじゃないかと思えます。

あとちょっと時間何分なんですか。

○木本委員長 残り13分になります。

○中庭委員 分かりました。じゃ13分ありますので、質問したいと思います。

次にですね、昨年10月に消費税が8%に増税されました。昨年度、市民の皆さんから下水道料金の中で納入した消費税というのは幾らなのかと。

それから、8%から10%に増税した分が幾らだったのかお答えいただきたい。

○木本委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員からの消費税に関する御質問にお答えいたします。

昨年度の下水道使用料における令和元年度の使用料収入決算額は約35億3,000万円でございますが、それに係る消費税額は、約2億8,000万円でございます。そのうち令和元年10月の消費税改定の影響額としましては、約2,000万円となります。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 分かりました。

要するに、水道料金と同じように増税分として、水道分は2,700万円、下水道分は2,000万円ですから、合わせるとですね、やっぱり4,700万円ぐらいの増税になって、下水道料金で納める消費税は2億8,000万円ということですよ。これは本当に今市民の暮らしが大変な中で、これだけの消費税の増税については、私は値上げはすべきではないと、地方消費税の増税分の値上げはすべきではないというふ

うに思います。

次にですね、受益者負担金の収納及び滞納処分の状況について質問したいと思います。

昨年度、受益者負担金の差押えが実施されましたが、その件数と差押えの基準と方法についてお答えをいただきたい。

○木本委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員からの受益者負担金の件につきましての御質問にお答えいたします。

請求資料の6ページを御覧願います。

6ページ、上段の表に、下水道事業受益者負担金の収納状況の表を、下段に受益者負担金の滞納処分の状況について過去5年分の推移を記載してございます。

令和元年度の滞納処分の状況でございますが、催告をしても連絡、納付がなかったもの、または分納の約束が不履行になったものなどで、法律により差押えが認められている財産が判明しているものについて順次差押えを執行してございます。

滞納状況や財産調査の状況などによって、年度ごとに件数の上限が生じている状況です。実際には差押えの件数につきましては、令和元年度は、下段の表の右側にございますとおり、7件の差押えを行っております。

差押え、徴収に当たりましては、法律に基づく督促のほか催告書を発送しまして納付を促しているところでございます。その中で、納付者の状況にも十分配慮いたしまして、納付者から一括納付が困難であると申出があった際には、状況を確認しまして分納納付の対応もしてございます。

また、調査の結果によっては、滞納処分の執行停止もしておりまして、令和元年度には2件の執行停止をしている状況でございます。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 受益者負担金というのは土地の面積に応じて大きくなるということで、負担が大変な家庭もあります。そういう点では、実態に応じて分納相談も含めて丁寧な納付相談をしていただきたいと思います。

次にですね、企業債の償還についてお聞きしたいと思います。

利率が5%、4%、3%のものがどのくらいあるのかお答えいただきたい。最近直近では、昨年度はですね、どのくらいの利率で借入れをしたのかお答えいただきたいと思います。

○木本委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員からの企業債の御質問についてお答えいたします。

請求資料の9ページを御覧願います。

9ページに表がございまして、この中で3%以上4%未満の利率のものは23件、4%以上5%未満が7件、5%以上が3件で、3%以上が合計33件でございまして、合計の残高が約52億円、令和元年度における償還元金が約11億円で、償還利子が約2億4,000万円となります。

直近の利率につきましては、⑩決算書の一番後ろの64、65ページになりますけれども、直近の利率としましては、地方公共団体金融機構借入分が利率見直し方式で0.001%、銀行借入分につきましては固

定金利で利率0.15%となってございます。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 今の答弁ではですね、3%から5%以上の企業債が33件あって、その総額は約52億円だけれども、利息は約2億4,000万円も払っているということでありました。

しかし、最近の直近の0.001%で借りているわけですから、そういう点ではですね、この水戸市の企業債の1年間の利息だけでも14億円ですから、やっぱり0.001%に切り替えれば大幅に安くできると思うんですけども、幾らぐらい安くできるのでしょうか。

○木本委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

0.001%につきましては、政府系の金融機構から借りている利率見直し方式、変動方式の金利ですので、そちらでの試算はちょっと行ってないんですが、代わりに民間資金、銀行からの資金の利率0.15%、こちら固定金利ですので、こちら0.15%で4%以上のものを借り換えた場合を試算いたしますと、利子の削減額は年間で約4,100万円、償還終了までを合計しますと約2億2,700万円の削減ができると試算しております。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうしますと、年間で約4,100万円、返済するまでには約2億2,700万円という軽減ができるわけですけども、やっぱりこれについてもですね、水戸市としてこういう返済、繰上償還について、国に対して毎年要望しているんですか、それともどういうふうに水戸市は考えているのかお答えいただきたいと思います。

○木本委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

借換えに係る繰上償還につきましては、利率後保証金という形で生じてしまいまして、経費的なメリットが今のところない状況になってしまいますので、保証金が免除されるよう国や関係機関には毎年日本下水道協会等を通して要望はしてございます。

○木本委員長 中庭委員、残り時間5分になりました。

○中庭委員 では、次にですね、若宮処理場と那珂久慈流域下水道の問題について、処理能力と処理量、それから那珂久慈流域下水道の負担金についてお答えいただきたいと思います。

○木本委員長 渡邊下水道施設管理事務所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

請求資料の8ページ、水戸市浄化センター、那珂久慈浄化センターの処理能力と処理水の表の真ん中を御覧ください。

水戸市浄化センター、那珂久慈浄化センターの処理能力及び過去5か年の処理水量について記載しております。水戸市浄化センターの日平均処理水量は6万2,800立方メートルで、那珂久慈浄化センターは10万3,950立方メートルでございます。

次に、過去5年間の推移であります。令和元年度の日平均の処理水量は、水戸市浄化センター5万

2,628立方メートルでありまして、那珂久慈浄化センターで処理されている水戸市分の処理水量は2万3,703立方メートルでございます。前年度と比較いたしますと、どちらの日平均水量も増加している状況になっております。

次に、那珂久慈流域下水道維持管理負担金の過去5年間の支出状況について御説明いたします。

令和元年度における那珂久慈流域下水道の運営維持管理に要した維持管理負担金は、税込みで5億2,498万5,000円でございます。前年度と比較いたしますと、負担額が増加している状況であります。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 これは、5年に1度、那珂久慈流域下水道の負担金というのは見直しになってはいますが、単価は1トン当たり56.7円と書いてありますけれども、これについてもですね、やっぱり県に対して、国に対して、負担金を減らすように、要望していただきたいと思っております。

では最後にですね、水洗化補助制度について質問したいと思います。

水洗化率の状況はどのようになっているのかお答えいただきたいと思っております。水洗化率の状況です。

○木本委員長 松葉技監兼下水道整備課長。

○松葉下水道部技監兼下水道整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

水洗化率につきましては、請求資料の5ページの下段の表を御覧願います。

請求資料5ページの下水道普及率・水洗化率・整備率の推移、過去5年分のうち令和元年度の水洗化率につきましては87.4%となっております。前年度と比較いたしますと0.5%ほど上昇している状況であります。

以上でございます。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はですね、下水道が整備されても接続に大きなお金がかかると、30万円とか40万円もかかってなかなか接続するのが難しい家庭があります。現行の補助制度というのは利子補給制度であって、低金利の時代にはメリットがないというのがありますけれども、やっぱり接続を促進するための新たな制度を私どもでこれまでも要求してきましたが、これは検討しているのか。要するに、ゼロですよ、利用者数はゼロ、利用件数はゼロですから、新たな制度というのをつくる必要があるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○木本委員長 松葉課長。

○松葉下水道部技監兼下水道整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、近年の利子補給制度の利用はない状況でございますが、考えられる理由の一つとしては、昨今の低金利の影響が考えられます。

一方で、今年度に入ってから制度を利用したいという旨の相談があったのも事実でございます。そういったことから、今後もまた再度金利上昇と利子補給のメリットが大きくなれば、制度に対する需要も高まると予想されますので、引き続き制度は利用したいと考えております。

以上でございます。

○木本委員長 時間になりましたので、これで中庭委員の質問は終了させていただきます。

それでは、中庭委員の通告に関連する質疑があれば発言を願います。

福島委員。

○**福島委員** 請求資料の21ページかな。

○**木本委員長** 福島委員、水道ですか、下水道ですか。

○**福島委員** いやいや、水道。

中央広域水道から買っている部分に対して、私も中庭委員の趣旨には賛成なんです。というのは、私も本会議でやりましたが、内原と常澄で料金が3倍も違うと、それと水戸市は余剰水があるので県の広域水道に対しこれだけ払う必要はないだろうと。そういう中で、前々から言ってきたんですが、いくら執行部がやっても県が認めないというのは、県がやっている中央広域水道とか県南とかいろいろあります。確かに、水戸市からもらわないとやっていけないという理由もあるかもしれない。ただ、その負担を市民に与えるのは、長年やってきて、もうそろそろいいんじゃないかということでもあります。

執行部が県に対して幾ら言ってもやってくれないのなら、議会として当委員会としてこの分に対し、県が認めないのなら議会は認めないよというぐらいの強い意志を表示しないと、なかなか認めてもらえないでしょう。要するに、無駄とは言わないが万が一の場合には、ただ県の広域から買わなくても、水戸市が3万3,000トン余剰水があるから、それで十分賄えるというのはあるし、特に過年度の被害や何かあるときに、常澄の中央広域が止まってしまったと、それを早急に直して緊急事態の場合に、県の広域の水で水戸市を賄うというのが基本契約だったんだけど、それもできなかったという時点においては、そろそろ買わなくてもいいのではないかと。

それとあとは、議会が納得できないのは、常澄と水戸市と内原で値段が3倍も違うと、これは議会として納得できないというような要望書を当委員会としてやはり出すべきではないかと、こう思うんですが、皆さんの意見を聞いて、いかがなものでありましようか。

議会は何のためにあるか、執行部がやっている金銭が1円たりとも議会の議決を経なければならないということは、市民の血税を、無駄なお金を使いたくないと、少しでも有効活用をするべきであるということでもあります。

大体どうですか、ほかの人の意見は。

○**木本委員長** 袴塚委員。

○**袴塚委員** 今、福島委員からもお話が出ましたが、ちょっとその前にですね、常澄と内原の違いがちょっとよく分からないんですよ。何で3倍も違うのか、それは契約上違うとすれば、例えば上に合わせることはないんで、下に合わせるような、そういう方策ができないのか、できるのか。できないとすれば、何が理由でできないのか、その辺についてちょっとまずお話を聞かせていただきたい。

○**木本委員長** 梶山水道総務課長。

○**梶山水道総務課長** ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

県の用水供給事業につきましては、各自治体のほうの要請で県の用水供給事業が始まった経緯がございます。そのときに、各事業体でどれぐらいの水が必要かというようなことで、その水量が県のほうでどれぐらいを整備するんだというようなことで施設が決まっていた経緯がございます、その際に水戸で必要とし

た分、常澄村で必要とした分、内原町で必要とした分というのが積み重なって数字が出来上がってしまっていて、今回提出をさせていただいた資料の基本料金の算定の水量、トン数、これについては内原については内原町で必要とした分ですね、その分が計上されていて、常澄と水戸の分については合算した、常澄で現在払っている基本料金の根拠となる契約水量については水戸の分と常澄の分を一緒にして計上をさせていただいております。ですので、その基本料金の差の分が料金差になってしまっていて、従量料金については65円で統一されています。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今課長が説明したように、その基本料金が問題なわけですよ、今ね。県の広域水道を造るときに水戸分は幾らなんですかと、内原は幾らなんですかと、常澄は幾らなんですかという問合せがあって、そして水戸分は幾ら、常澄分は幾ら、合併したんであわせて水戸分として幾らですよ、内原分については最近合併したんで、それについては内原分としてそれはちょっとやっていますよと、そういうことですよ。

そうすると、もともとその積算をするときに、たくさん買えば基本料金が安くなる、少ない人は高いよということではないと思うんだよ、基本料金の決め方というのは。建設費を総事業、総水量で割って、ある程度のトン数当たり幾らという積算をして、そして基本料金が決まっていると思うんですよ。そうすると、今の説明とはちょっと私は違うんじゃないかと。というのは、もともと内原分と水戸分というのは、そんなに買っている水量に差がないわけですよ、そうですね。そうすると、そこに例えば3倍も差が出ちゃうというその契約の仕方自体がちょっとおかしいのかなと。

もう一つ言えば、水戸分は、常澄分と水戸分が合併したのでこんなふうになりましたよという契約更新をしているのかどうか分かりませんが、恐らく常澄分、水戸分という名前ではなくて、水戸分という中で常澄、水戸を包含しているとすれば、当然ながらそこで契約更新というのがあったはずなんです、と思うんです、一般的にね。

企業経営というのは、もともとそういうもんですよ。企業経営にしたというのは、やっぱり効率性とか、それから公共料金の中でも特殊なものについては、効率性を持たせた公共性を持った下水道、もしくはこういう会計が必要ですよということで、そういうふうな制度に変わったわけですから、経営からしても、やっぱり私は今のその3倍も違いがある基本契約の在り方というのは、企業法からいっても、企業防衛という点からいっても、やっぱりちょっとおかしいのではないかなという気がするんです。

ですから、ちょっと後半はこれから先の話なんで、その前段のいわゆるその3倍に当たる契約がいまだに改善されない、もしくは合併して水戸分と処理したときに改善ができなかった、この辺の理由がちょっと私たちがよく分からない。

○木本委員長 福島委員。

○福島委員 俺は昭和46年から市議会議員やっているの、ジャジャンボ池を造ったんだよ。というのは、当時は水利権というのがあったの。建設省から水利権がないと水を引けない。ただ、内原とか常澄の場合には簡易水道なの。簡易水道というのは、地下水をくんでたんだよ。そこで、県が広域水道をやって、その水利権に代わるものとして負担金を取っているわけだよ。

だから、なぜ今こういう問題になるかというのは、袴塚委員が言ったように、同じ水戸市内で内原分と常

澄分を同じ中央広域から買うんだよ。あんたは3倍払いな、こっちは3分の1ですよと、同じところから買って、買う人が同じで、誰が納得できるの。今までは、内原町という自治体、常澄村という自治体が、直接契約をしたからそういう値段だったの。それが合併して水戸市になったんだもん、安いほうに合わせるのが常識だろうよ。それとも、水戸市は、中庭委員がずっと言ってきたように余っていて買う必要がないのを何で買うんだというのは大義名分なの。

そういうことを考えれば、執行部は今まで県との関係があるからなかなか言っても駄目だよというならば、それは理解できるよ。というのは、中央広域をやったとき藤井町の上の藤が原アパートをやったとき周辺の水道布設で県の広域で引いてもらったんだ。そういう経緯が昔はあったの、今はないんだよ。だから、この特別委員会として、同じ水戸市が買って、同じところから買っているのに、片方は3倍ですよ、こっちは3分の1ですよ、誰が納得できるのよ。これは、県がそういうことを認めないのなら、あなたがやって駄目なら議会は否決すると、そのぐらい強い姿勢じゃないと、水戸市は損害を市民に被らせていることになる。

だから、今回はそういう意向で、ある程度意見書をまとめていけばいいんじゃないかと、こう思うんですが。

〔「それは賛成です。だから、そこいくまでのちょっと過程をもうちょっと聞かせてください」と呼ぶ者あり〕

○福島委員 だから、執行部も両方ですり合わせるから、こっちが一方向的に拒否するわけじゃないから、あなた方がどういう考えならば、納得して県に出せるの。納得できないなら納得できないと言えばいいよ、こっちが意見書を作るから。ただ、俺らは配慮して、今までこういう経緯だからこうしてくださいよという意見書をまとめることは、委員長、これは歴史ある決算特別委員会をやって、委員長名で出すんだから、こういうことをやるのが正しいことであるし、議員として、議会として当然だと思うんだよ。

○木本委員長 まず、前段として理解を深める意味で、まず御説明を。

〔発言する者あり〕

○木本委員長 ちょっと、はい皆さん、いいですか。

伊藤水道部長、御説明お願いします。

○伊藤上下水道局水道部長 袴塚議員の御質問にお答えします。

この中央広域の参画につきましては、昭和59年の3月に議会の同意を得て協定を結んだ経緯がございます。その中で、先ほど総務課長が申し上げたように、その前段に各事業体のほうから水需要調査をさせていただきまして、先ほど井戸の話が出ましたが、今後井戸の枯渇とかいう部分もあるので、そういった部分を中央広域に切り替えて、旧内原町では何トン欲しい、旧常澄村では何トン欲しい、水戸市は何トン欲しいということで申込みをさせていただきました。それで全体が積み上がったのが、計画上是24万トンの施設が必要だということで、24万トンの中央広域の計画水量としてはなっております。

その中で、先ほど基本料金の考え方につきましては、先ほど袴塚委員がおっしゃったように、その24万トンをつくるための費用ですね、要するに毎年かかる減価償却費、さらには企業債の利息、そういうものを基本料金で回収をするという取決めになってございます。

先ほどの使用料金、65円の部分については、水生産に係る動力、薬品、維持管理等でかかる経費ですの

で、そこは65円のままの金額で統一されますが、当時の申込水量がそれぞれ常澄、内原、水戸で水量が違ったものですから、どうしてもその建設のために要した費用は、各自自治体が当時払わなければならない契約になっていましたので、その建設費と減価償却、利息部分については、申込みした水量に応じて支払うという決まりごとになっていますので、その3倍の差が出てきたということになっています。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 よく分かります。

ただ、問題は、今常澄分と内原分では3倍の差がありますよということですよ。そうすると、それは総水量で割ったという説明でしたけれども、内原と常澄では使用水量が3倍も違うような申請だったんですか、当時。人口規模からいくと、そんな違いがないはずなんです。常澄が高く払っているとすれば、逆に言うと常澄は内原の3倍ぐらいの人口、給水が必要だという申請をしたために、今言った基本料金が3倍になっちゃったよと、水は生産コストだからこれは65円でいいよという説明に聞こえるんですけども、当時の村長さんがよっぽどおかしくなければ、人口自体は変わらないはずですよ。そうすると、がぶがぶ3倍も水飲む人いないんで、その辺がどうなのかなという疑問があるので、3倍はおかしいんじゃないですかという論理になっている。

○木本委員長 福島委員。

○福島委員 じゃ、簡単に調べてみてよ、県の中央広域の給水原価は幾らになっているんだよ。同じところで常澄は3倍ですよ、内原は3分の1ですよと、そういうばかな話ないだろうよ。そうなるの。それ聞いてくれよ、給水原価が内原分とどう違うんだよ、水戸市の水道部でやれば全体で給水原価は幾らって算出しろ。そんなばかな話が、それが何で3倍になるのよ。そういうのは誰が見ても、執行部のほうである程度じゃ案文を作れという、作れなければこっちで作るけれども、おかしいだろうというの、同じところをつくって、同じところが買って、こっちの場所は3倍ですよ、そんなの誰も納得できないでしょうよ。

○木本委員長 ちょっと執行部に確認なんですけれども、すみません、内原分は分かるんですけども、旧常澄分と旧水戸分も含めた水量ということですよ。そこがちょっと違うんじゃないか、分かっているでしょう。ちょっともう1回説明してください。

福島委員。

○福島委員 いやいや、ちょっとそれ説明するならば、旧常澄村の当時の村長と中央広域が取り交わした協定書があるわけだろうよ。内原は内原で大関町長がやった協定書があるわけだろうよ。そういうことを言っただけで解決しないよ。一番簡単なのは、じゃ水戸市が買って、つくっているのは給水原価幾らなのと、何で3倍なのと、聞いてももう誰も説明できないだろうよ。

○木本委員長 部長か課長さん、これはもともと3つという考えですよ。旧内原、旧常澄、旧水戸、今回のこの表は旧内原が一つ、もう一つが旧常澄と水戸が一つになっているということですよ。なんでそうしたの。そうしたら3倍になりますよね、3倍ぐらいになっちゃいますよね。旧常澄だけで出せない。旧常澄分と旧水戸分が一緒になっているから3倍になっているという。

○袴塚委員 希望水量、最初の希望を取ったときの希望水量が、水戸・常澄分で内原の3倍になっているのかどうかなんだ、問題は。そういう希望水量を出していれば、基本契約が3倍になってもしょうがない。

○木本委員長 そこを御説明いただきたいんですけども。

○福島委員 いや、説明はできないと思うの。もう委員長、暫時休憩して午後から統一見解を出してくれよ。これ出ないよ、今。

○木本委員長 伊藤水道部長。

○伊藤上下水道局水道部長 今の件について答弁をさせていただきます。

現契約では、24万トンの施設を計画で造るということでした。そのときに、水戸市全体ですね、先ほど言った水戸市、内原町、常澄村の合計した水量は3万400トンの協定上水量をいただきたいということで申込みをしました。

その後、水需要の状況が変わってきましたので、平成3年に水需要に応じた形で各市町村に再度水需要調査をして、その申込みの水量をもう一度調べた中で、今言った3万400トンが水戸と常澄と内原地区をあわせて3,927トン、水戸市としては量的にはいただきたいということで、その見直しが図られたと。施設の24万トンから今の現有施設の能力は7万8,000トンということになっています。それぞれ先ほど言ったように、内原町、常澄ということで資料は分けていますが、申し込んでいる1日最大給水量というのは、水戸市一本で申込みを行っていますので、そういった意味では先ほど言ったその資本費相当分については、先ほど言った3,927トンがその当時、すみません、平成3年と申し上げましたが10年です。10年に行われて何回かこれまでの間に水需要調査をした中で、今の請求資料の20ページにある一番左側、中段に、県受水、水戸地区、内原地区と分かれています。全体で4,742トン、これが今の現有の契約している水量になります。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今、分かりました。

要は、24万トンに対しての3万400トンの契約金額が今も続いているわけですよ。そういうことですよね。

○伊藤上下水道局水道部長 そうです。

○袴塚委員 要するに、今7万8,000トンしかつくっていないんですけども、その7万8,000トンをつくっている原価が65円、その24万トンをつくっちゃった施設の金として水戸の持分として3万400トンあるよと。そうすると、その3万400トンが今4,000トンぐらいになっちゃったということで、要は本来ならば、12%ぐらいか、このぐらいになっちゃっているんだから、それが減額されるべきなんだけれども、今先ほど来から説明しているのは、内原の基本料金が幾らですよ、水戸分が基本料金が幾らですよと、この格差が3倍あるために金額が違っちゃっているんだという説明をしているわけですよ。

だから、そこが、今伊藤部長さんがお話ししたように、平成10年に水戸として全体契約をしているとすれば、基本料金というのは変わらないんじゃないですか。だって、水戸分として契約しているわけでしょう。水戸市として契約しているということは、内原分とか水戸分とか常澄分とかという基本料金が合算されて水戸分として契約をし直したんじゃないの。水戸分として契約したときに、水戸分で契約しますけれども、内原が幾らですよ、常澄分が幾らですよ、水戸分で買うというのが幾らですよという契約はないよね。

〔「あるよ、なければこの計算ちょっとできないでしょ。この計算書ど

うやっつづくったの」と呼ぶ者あり]

○袴塚委員 だから、ないのにこういうふうな内訳で計算をして説明されちゃうと、まさに当初の計画がいまだに生きているんだということになっちゃうんだよ。そこが、我々はちょっと納得がいかないんで、そこから辺は今どういうふうな状況になっているのかということ、ちょっと教えていただきながら、福島委員がおっしゃっている意見書を出すにしても、そういうことがどう是正すればこうなんだということが分かっていないと、我々も意見書をまとめるということができないので。

委員長さん、この辺については執行部内部でもいろいろお話があるかと思うんです。その辺については、一度暫時休憩していただいて、そして検討していただくと。

この件は、実は下水道も一緒なんです。下水道も県に持って行っている。当時200億円、300億円かけて長砂まで持って行って、そこで処理している。ところが、当初計画からいうと、人口減少になっちゃって、実際には処理水量も変わっちゃっていると。同じようなことだというふうには思うんですが、いずれにしてもそこはある程度整理されているんで、今水道部のほうだけちょっと整理をさせていただきたいというふうに思いますんで、ちょっと暫時休憩していただいて、よく相談していただいて。お願いします。

○木本委員長 それでは、まず暫時休憩をさせていただきます。再開は午後1時から水道部のほうの答弁ということでよろしく準備のほうお願いします。

じゃ、暫時休憩します。

午前11時29分 休憩

午後 1時 0分 再開

○木本委員長 皆さん、お疲れさまでございます。休憩前に引き続き、委員会を再開します。

引き続き、中庭委員の通告に関連する質疑を行います。

それでは、先ほどの委員会で答弁が持ち越しとなっておりますので、執行部より答弁願います。

梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 まず、休憩前におきます茨城県中央広域水道用水供給事業からの受水量などにつきまして資料につきましてですね、誤解を受けるような資料を作成しましたことにつきまして、申し訳ございませんでした。また、あわせて説明が十分ではなかったことを重ねて申し訳なく、すみませんでした。

今回ですね、水道総務課と浄水管理事務所によりまして、追加の資料のほうを御用意させていただき、提出をさせていただきましたので、これにつきまして御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

資料に基づきまして御説明いたします。

茨城県中央広域水道用水供給事業につきましては、昭和59年に実施協定を締結させていただいております。その際、水戸市ですね、常澄地区、旧常澄村になります、内原地区、旧内原町、こちらの3市町村であわせて3万400立方メートルを締結したところでございます。

午前中提出をさせていただきました資料につきましては、常澄地区、内原地区というような形で2地区に分けて提出をしておりました。今回明確に3地区に分けて資料のほうを作成いたしましたので、よろしくお

願いたします。当初昭和59年に締結をしました水量、これにつきまして平成10年にですね、施設能力7万8,000トン見合いでもって再度どれぐらいの水量を受けるのかというようなことで、申込みのほうを変更してございます。

水戸市におきましては、常澄地区と合併をしておりますので、3,774立方メートルを申し込みました。この3,774立方メートルにつきましては、既に水戸市でございましたので、内訳についてはありませんが、当初の実施協定時の申込水量で按分をさせていただきますと、水戸市におきましては3,295立方メートル、常澄におきましては479立方メートル相当になるかと思えます。また、内原地区につきましては、当時内原町で968立方メートル必要というようなことで申込みをしております、現在の水戸市におきましては、あわせまして4,742立方メートルとなっているところでございます。

今回の受水量、受水の費用についての御質問の中で、基本料金の部分の御説明がちょっと不十分だったかと思えますので、細かく書いてございます。

基本料金につきましては、契約水量にですね、1立方メートル当たり2,020円、こちらを掛けさせていただきますまして、その12か月分を支払うこととなります。したがって、水戸地区におきましては、単価2,020円に3,295立方メートルを掛け、それに12か月分を掛けます。そうしますと、7,987万800円となるところでございます。同じように常澄地区、内原地区と掛けていきますと、1億1,494万6,080円となるところでございます。

使用料につきましては、実際に受水をした水量に単価を掛けてまいりますので、65円が単価でございます。それに1年間の受水量を掛けまして、現在常澄地区におきまして受水している分と内原地区におきまして受水をしている分、それぞれ日量が若干、受水量が変わりますので、あわせまして1,413万2,950円となります。その基本料金と使用水量を合わせました金額につきましては、1億2,907万9,030円となったところでございます。この金額につきましては、水戸市トータルで支払うこととなっておりますので、午前中に提出をさせていただいております資料、こちらのほうと増減についてはございません。資料のほうの作成がちょっと不十分で大変申し訳ございませんでした。

○木本委員長 そうすると、課長1点確認なんですけれども、使用料は実数に65円を掛ける、基本料金は先ほどだと3倍というふうな意味でしたよね、差異がありましたけれども、これは3倍ではなくて基本的には毎月2,020円が基本料金で、それに想定水量、令和元年度に契約した想定水量を掛けるということですよ。

○梶山水道総務課長 はい。

○木本委員長 そういうことですね。分かりました。

それでは、質疑のある方は発言を願います。

福島委員。

○福島委員 そうすると、常澄の人の水道料は幾らで、内原町の水道料は幾らなの。だけれども、3倍払っていても3分の1になっちゃうの。

○木本委員長 梶山課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

常澄地区、内原地区の方々には、受水している分につきましては、水戸市全体としてお支払いをするので、同じ金額であるというふうに思います。

○木本委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、片方で3倍払って、その3分の1、損した分は誰が払っているの。

○木本委員長 梶山課長。

○梶山水道総務課長 福島委員の御質問にお答えをいたします。

午前中提出いたしました資料で、常澄、内原と2つに分かれてございます。これにつきましては、施設建設分に相当します基本料金の部分ですね、契約している数字が、水戸地区分と常澄地区分を合わせて常澄のほうに計上をさせていただいております。内原地区については、内原の契約水量に応じた分を記載をさせていただいております、水戸市全体としての受水費ですね、これを支払うこととなりますので、市内どこでも同じというふうに考えております。

○木本委員長 福島委員。

○福島委員 だから、午前中の説明とここに書いてある説明と違うでしょうよ。内原の分は内原の分として県に払っているんでしょう。常澄の分は常澄の分として払っているんでしょう。そうすると、内原の分は常澄の3倍払っているんでしょう。そうしたら、それを負担しているのは、旧水戸市民が払っているということになるんじゃないの。損した分は誰が払っているの、計算上。

○木本委員長 梶山課長。

○梶山水道総務課長 福島委員の御質問にお答えをいたします。

常澄地区として幾ら、内原地区として幾らとして県のほうにお支払いをしているわけではなくて、水戸市トータルとして受水のほうを申し込んでおりますので、合わせて……

○福島委員 ばかにしているんじゃないよ、あんたら。じゃ何で払うんだよ、3倍も。片方が3分の1で、片方が3倍払ったと言ったら、その差額は誰が払っているんだよ。誰かが払わなきゃ合わないだろう。だから、簡単に考えろ、この頃ときは議員なんだから、昭和46年から議員やっているんだ、俺は。

常澄の分と内原の分、分けて払っているんだろう、これ。何で県に分けて払うの。その差額は、誰が払っているんだ。だから、ちゃんと理屈が通るように説明しなよ。午前中、あなたらが説明したのは、常澄が3分の1、その3倍が内原だと説明しているんじゃないの。その差額は誰が払っているの。料金は同じくしたんだろうよ、市民には。その差額は誰が払っているの。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今、福島委員が質問中ですけども、一つはこれ買上げ水量ですよ、買上金額の説明しているんだよ、要はね。市民には等しく1立方幾らというもので、等しく精算しているわけだよ。だから、県受水から買っているのは、常澄も内原も要するに基本料金を入れれば単価は違うけれども、それは買上金額なので、それと自分でつくった水が合わさって供水、供給しているわけだから、そこで一括ならして精算をすると、誰が払っているかということになれば、当然ながら水戸市民がみんな分担して払っていると、差額をね。そういうことだよ。

だから、これは買上げ価格だから、買上げ上は県との約束があるので、内原はこういう金額、基本料金で

すよと、水戸市の分として、常澄と水戸市の分についてはこうですよと、それを3つに契約当時の分として細分化すると、今日説明をいただいた表になりますよということが、買上金額です。要するに、給水原価だよ、県から買っている給水原価。水戸市がつくっている水は、また別の料金になるので、そうすると旧水戸市の水を飲んでいる人は安いんだけど、内原の水は高いとか、常澄の水が安いという、市民の平等性が取れないので、一括して水量、これをトータルして割ったらば、1立方幾らということで供給をしているという、そういう理解でいいの、これ、どうなんですか。

○木本委員長 福島委員。

○福島委員 ただ、何で俺のには答えないで、お前らふざけているんじゃないぞ。俺の質問には一つも答えていないべ。

あなたが説明しているのは、3倍が内原で、3分の1が常澄、同じところから買って同じ水を使うんだよ。何で違うんだ、その理屈が分からなければ、県と交渉ができないだろうよ。差額があつたら差額の分は誰が負担しているんだよ。

今の袴塚委員の説明は、俺は昔からよく知っているよ。水戸市がつくったやつみんなにやっているんだから。今日の説明は違うでしょうというの。3分の1が同じ水で内原の値段、その3倍が内原の値段、何で払わなきゃならないんだというのを聞いているんだよ。何でそういう差額を、まんじゅう屋ならまんじゅうが同じところから買って同じまんじゅうをもらったら、お姉ちゃんの分は3倍ですよ、母ちゃんの分は3分の1ですよと、そんな理屈が通るわけないだろうよ。

何で3倍の差額を払って、その差額は誰かが負担しているんだろうよ。それは、水戸市の楮川でつくっているやつは分かるんだよ。俺は最初からやったんだから、あそこの楮川ダムだって、瀬谷さんという議員さんがいて、養鶏やってたところを買って埋め立てて造っているんだから。間組でやって全部約100億円かけて造ったんだ、俺らは。

だけど、今回のこの中央広域から買っている値段は、いつまでもいつまでも何で同じ水で3倍、同じ水で3分の1、何で理屈が通るんだつうの。配給しているのは誰だと言ったときもあるよ。けれども私が聞いているのは、3分の1と3倍買った値段の差額は、誰が払っているんだと。旧水戸市民が払っていることになるだろうよ。

そんなのは、給水原価、給水単価、水戸市の水と同じ値段を県に払うんなら分かるんだよ。水戸市の給水原価2,020円とこの広域の給水原価は幾ら違うんだよ、じゃ、はっきり出してみろよ。水戸市の給水原価は幾ら、県から買っているのは幾ら、それ出してくれよ、差額が分かるから。

○木本委員長 これちょっと水道部に確認なんですけれども、これ午前中の資料ですと、令和元年度の契約水量、これが水戸地区と常澄地区が一緒、足した数字を出したんですよ。この令和元年度契約水量が水戸地区だと3,295立方メートル、常澄地区が4,79立方メートル、足すと3,774立方メートル、この3,774立方メートルと内原地区の968立方メートルを出したんですよ、多分。

今福島委員が、何で違うんだというのは、いわゆるここの契約水量が違うからですよ。水量が違うから3倍違う。

○福島委員 いや違う、もう給水単価の契約金が違うから違うんだよ、そんなの分かっている。

○木本委員長 梶山課長。

○梶山水道総務課長 福島委員の御質問にお答えさせていただきます。

3倍の差の部分につきましては、今回の決算額ですね、これは基本料金と従量料金の和でございます。常澄地区部分と内原地区で何が決定的に違うのかといいますと、基本料金の差が異なってまいります。契約基本水量が、内原地区におきましては968立方メートルなんです、常澄地区に記載しております……

○福島委員 さっき説明したのは968トンかしのれないけれども、970トンと言ったんだぞ、さっきは。俺は書いてあるんだ、ここに。968トンじゃない970トンと言ったんだよ、さっきは。

○梶山水道総務課長 すみません、約というような形で述べさせていただきました。

○福島委員 だから、おかしいだろう、あんた、言うたび同じのじゃないのか、数字というのはいつも答弁するたびに変わってくるのか。そうしたら、だましているのか、俺らを。何で数字が違うんだよ、お前。俺らは、あなたが正しいかちゃんとメモしているんだよ。基本料金と従量料金違うんだよ、書いてあるよ、ここにちゃんと。何でそう数字が変わるの、あんた。俺らは決算委員会をやっているんだよ、今。決算というのは、数字で合わせているんだよ。その数字が何で出るたび資料も違う、何も違うんだよ。

基本料金と従量料金が違うから単価65円ですよと説明したよ。あるだろう、俺は書いてあるんだから。それで、このときには970トンと言ったんだよ。今言ったのは968トンと言ったよ。何でそう違うの。そんな俺らのことだますべと思ったってだまされないぞ。数字というのはマジックだから言うたびに数字違えばこんがらがっちゃうんだよ。

あんたらもう1回作れよ、表を。そういう間違っただけ資料と間違っただけ答弁では、信用できない。正しいのを出せよ、正しいのを出して。委員長、これ正しいのを出してくれよ。言うたびに数字が違っただけでは、決算委員会なんかやっつけられないよ。

○木本委員長 いいですかちょっと。課長、あれでしょう、午前中、中庭さんが求めた数字は、この契約水量、基本料金ですね、プラス使用料金、これを全部足して割ってならしたやつだから下がっているという。

○福島委員 言えればいいよ、中庭委員に言ったのは、みんなうそですよ、そう言うんならいいよ。

文句言いな、中庭委員、俺らだまされたんだから。

○中庭委員 いや、私発言時間がないんです。

○木本委員長 ないです。

○福島委員 いや、発言していいんだよ、あなたのやっているんだから。

○中庭委員 発言させてください。

○福島委員 発言しろよ、だってあなたの質問だもん。

○木本委員長 皆さん、諮ります。中庭委員の質問なんですけれども、じゃこれに関してだけ……

○福島委員 だけど、委員長ね、中庭委員さんに答弁したのがインチキなんだから。それに対して解釈求めるのは当然だろうよ。968と970は違うからね。ここは決算委員会だよ。決算の計数が間違っていたら、委員会の資料にならないんだよ。今までずっと決算委員会もやっているけれども、こんなインチキ資料なんて、ふざけてるよ、言うたびに話が違うんで。午前中出した資料と午後から出した資料は計数が違うのそんなばかな話ないだろう。

○木本委員長 皆さん、よろしいですか、中庭委員の発言。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 じゃ、これ特別ということで。

○中庭委員 私もう一度お聞きしたいんですけども、午前中の資料と午後の資料は違うんですけども、違いますね、これね。午前中出した資料というのは、常澄地区では基本料金が9,148万円となっているんです、なっていますよね。しかし、こっちで見ると、常澄地区の合計が1,867万7,760円、違いますね、これね。そうすると、午前中の資料というのは間違っただけの資料と、うその資料ということになるんですか。

○木本委員長 梶山課長。

○梶山水道総務課長 まず、中庭委員の御質問にお答えをいたします。

午前中提出をいたしました決算請求資料、こちらの21ページに基本料金ですね、この部分を書いてございます。これは、常澄地区と記載がありますが、水戸地区と水戸市全体の基本料金となっております、午後から提出をさせていただきました資料の①水戸地区と②常澄地区の基本料金を足し合わせていただきますと、午前中御説明をさせていただきました数字と一致いたします。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、午前中は間違っただけの資料を出したということなんですか。ですよ、書いてありますもんね。請求資料の中には、常澄地区として基本料金9,148万円と書いてありますよ。そうすると、午前中の資料というのは、決算委員会にも関わらず間違っただけの資料、要するに事実でない資料を出したということですよ、これね。もう一度確認したい。

○木本委員長 梶山課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

平成10年に新たに契約水量を変更しています。その際に、水戸市と常澄はもう既に合併をしておりましたので、水戸市全体としての契約水量で契約をさせていただきます。午前中提出させていただいた部分の数字につきましては、水戸市全体として支払っている基本料金をお示しさせていただいたものでございます。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 だから、それは分かりましたよ。ただ、それは間違っただけの資料だという説明でしたよね。要するに、この午前中に出した資料と今回出した資料は別物だということですよ。今いろいろ合併とか水戸地区の話とかいろいろ言っていますけれども、しかし私たちが信じたのは、常澄地区で基本料金が1,161万円というのではなくて、9,148万円というような数字ですよ、これね。だから、その差で言ったらば、大変な差があるわけですよ、これ見ると、約8,000万円ぐらいの差がありますね、午前中と午後の資料では。

そうすると、私たちが欺いた資料になるとしか私は捉えようがない。間違っただけの資料で提出をして、そして私たちに間違っただけの情報で質問をさせたということですよ。

○木本委員長 中庭委員、先ほど言ったように、午前中出した資料は、水戸地区と常澄地区を足した数字、ですから数字上間違いではありません。ただ、より皆さん方の御理解を深めてもらうために、今出している

資料では3つに分けたということですね。

○中庭委員 委員長ね。

○木本委員長 はい。

○中庭委員 そうすると、この協定というのは、3つで結んでいるんですか。

○木本委員長 だから、中庭委員、先ほど課長が言ったのは、もともとは3つだったんですけども、平成10年に改定を行うときに、もう水戸市と常澄は合併していたので、水戸と、そのときはまだ内原は合併していなかったんですよ、だから、そういうふうになったんです。

○中庭委員 だったらば、水戸地区はこんなふうに3,295立方メートルと契約しているわけでしょう。だけど、この決算委員会の資料には何もないですよ、その資料。資料は何もなくて、結局常澄地区のやつを一緒に出してしまっただけで。私これ見てびっくりしたのは、水戸地区の契約というのはあるんですか、これ。ちゃんとあるの。

〔「平成10年に変えたと言ってっぺよ、それは」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 それはないの。

〔「それはあるから、ここに出てきたんだっぺよ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 いやいや、だけれども、その3つの契約というのはいなくなってしまったんでしょう、これ、どこからか。

○木本委員長 そう、契約はだから平成10年に水戸と常澄はもう合併しているから、ないんです。ただ、課長、やっぱり常澄というのが認識を間違うんです。あれは水戸地区も入っているわけですよ、結局は。だから、本来だったら水戸と内原の比較をすればよかったですよね。そこが常澄地区と書いてある。

○福島委員 常澄だって、例えば災害があったときは広域水道とつながって、向こうが駄目になったから、水道止まっちゃったんだから。水戸市から持って行ったんだ、復旧で。広域が駄目だから、あれしたんだよ、ちゃんと分けてあるんだよ、常澄分とこっちの配管が。

○木本委員長 暫時休憩します。

午後 1時29分 休憩

午後 1時40分 再開

○木本委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

それでは、引き続き、執行部に答弁を求めます。

梶山課長。

○梶山水道総務課長 貴重な決算特別委員会の時間に、私の説明が至らぬ点で混乱を招いたため、申し訳ございませんでした。

内原地区と常澄地区の水道料金の価格の差があるというような御指摘につきましては、契約をしておる水量が常澄地区で午前中表記させていただいた分につきましては3,774立方メートル、内原地区においては968立方メートルと約3.7倍ぐらいの差がございます。料金については、基本料金をその契約水量に乗じて、なおかつ使用水量を足して、受水料を払ってございます。

受水料金を受水している水量で割り返しますと、どうしてもその基本料金の差の分が単価に反映をしてしまいます。そこでもって3倍強の差が生じてしまっているのが現状でございます。きちんと御説明ができない点、申し訳ございませんでした。

○木本委員長 福島委員。

○福島委員 今日、午後から出された資料に一番上の水戸地区で、1番、使用料金がゼロ円、その前に基本料金が7,987万800円、使用料金がゼロなのに何で7,900万円も払うの。これは午後から出された資料だろう。これを説明して。

○木本委員長 梶山課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えをいたします。

基本料金につきましては、契約水量ですね、これに2,020円を掛けて、なおかつ12月を掛けて求めることとなります。常澄地区のほうと水戸市につきましては、あわせて3,774立方メートルを契約してございますが、午後から提出をさせていただいた資料におきましては、この3,774立方メートルを実施協定締結時の割合で按分して計算をさせていただいた数字を出ささせていただいております。基本料金につきましては、施設の建設分相当額を支払うというようなことで、水戸市におきましても、その分について支払う必要がある中で、ここに基本料金として計上をさせていただいております。

○木本委員長 皆さん、よろしいでしょうか。

〔「委員長、委員長」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 もう中庭委員は、時間がないので。

〔「もう時間ないんだから」、「いやいや、いいよ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 委員長、発言させてくださいよ。

○木本委員長 だから、時間もうないので、皆さんの了解を取っても駄目なので。

○中庭委員 これだけ今大事な話を言ったんですよ。

○木本委員長 じゃ、以上で中庭委員の通告に関連する質問を終わらせていただきます。

〔「指名があってからしゃべれよ、認めるから」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 認めますか、皆さん。

〔「うん、資料の説明だから」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 中庭委員の発言、皆さん、よろしいでしょうか。

中庭委員。

〔「長くは駄目だよ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 はい、短く簡潔にいたします。

これ表見て分かったのは、水戸地区の7,987万円の基本料金がありながら、使用料金はゼロなんですね。だから、結局はこのゼロだと、要するに一滴も使っていないのに7,987万円を隠蔽するという形で、常澄の地区に持っていったということですよ、これ。そうとしか見ようがない。だから、午前中のこの文書は改ざんしてつくったんじゃないかというふうには私は思うんです。それが1つですね。

だから、2つ目は、3,295立方メートルが契約水量で、基本料金、使用料金、こういう契約書ってな

いんでしょう、これ。あるんですか、ないんですか、教えてください。

○木本委員長 梶山課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えをいたします。

午後提出をさせていただいた資料につきましては、一番下に米印で現在の契約水量につきましては、実施協定締結時の水量の割合で按分して試算をしておりますと、まず書いてあります。ここは、基本料金を算出、お示しするのにこういうような形でやりましたというふうな部分ですね。

使用水量がゼロだろうというような御指摘につきましては、昨年度の委員会でもそうなんです、現在水戸市では常澄と内原で受水をさせていただいておりますと、水戸市の部分については受水のほうはしておりませんと今までも答弁のほうをさせていただいております。これは、災害が発生したときに、内原、常澄におきましては、緊急事態に楮川の管理事務所から行くのに時間がかかると、それではまずいということで、日常の管理用水として受水をしているんですよということでの御説明をさせていただいております。

何で水戸地区については受水していないのかといいますと、楮川で受水をいたします。ですので、受水が必要になった場合でも、職員が速やかに対応ができるということで、ゼロですというような説明をさせていただいております。

それと、契約の部分の契約書につきましては、水戸市全体で4,742立方メートルでの契約になってございます。

○木本委員長 福島委員。

○福島委員 じゃ同じだけれども、じゃ、この使用料金ゼロはもう何年ゼロで払っているの。

○木本委員長 梶山課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

平成10年からゼロでございます。

○木本委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、7,900万円というと7億9,000万円ということだね、払った分は。だから、我々が指摘しているのは、使っていないのに無駄な金なんだから、これをなくすためには契約解除すればいいんだろう、それを言っているんだよ。契約解除をしても水戸市民は困らないんだよ、3万3,000トンも余っているんだもん。ただ料金が私は何回も同じこと言ったし、水戸と常澄が従量料金と基本料金で3倍違うと、何で払わなきゃならないんだということなんだよ。同じものを買って、同じものが同じところから同じ人しか買わなければ、安いほうに合わせるのが、基本だろうよ。

だから、それらに関しても、何ら県は認めないと、こういうことなんだろう。水戸市からもこの分を下げてくださいよと言ったことないんでしょう。ないんだよ、だから、議会がやらなきゃ駄目だというのは、そこなんだよ。8億円もあったらば、コロナのワクチンでも何でもみんな買えるだろう。だから、無駄な金だから、払わなくてもいいようにするには、契約解除する以外はないと。毎年毎年、無駄に8,000万円も払う必要ないでしょうよ。だから、特別委員会で決議をして県に申し入れるということだろうよ。

○木本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 分かりました。

以上で、関連の質疑を終わらせていただきます。

次に、栗原委員から発言を願います。

栗原委員。

○栗原委員 水道水の鉛管は、家庭の鉛管をなるべく取り替えていくようにしたいということです。鉛製給水管の使用状況と布設替えの進捗状況についてお伺いします。

○木本委員長 それでは、執行部より答弁を求めます。

梶山技監兼給水課長。

○梶山水道部技監兼給水課長 ただいまの栗原委員の御質問にお答えをいたします。

水戸市では、平成2年度まで鉛製の給水管を使用しておりました。その使用件数は10万8,000件、延長としまして255キロメートルありました。鉛製給水管の解消に向けた取組といたしまして……。

〔「資料は何ページに書いてあるんだ」と呼ぶ者あり〕

○梶山水道部技監兼給水課長 資料はございませんが、中庭委員が同じような質問をされております請求資料の14ページです、すみません。14ページのほうに昨年度とその前の年度までの件数等を記載しております。

鉛製給水管の解消に向けた取組といたしまして、鉛製給水管の布設替え工事、配水管の布設替え工事や道路改良、下水道の敷設工事、ガス工事等、他の事業の工事に合わせた鉛管の取替え工事も行っております。また、漏水の修理工事、宅地内の量水器前後の解消工事も行っております。

令和元年度の解消件数といたしまして、請求資料の14ページの一番下の段に記載させてもらっておりますが、3,127件、解消延長は9.3キロメートルになってございます。解消費用といたしまして約6億7,800万円になっております。

この結果、令和元年度末の今までの解消件数は7万2,425件、解消の総延長といたしまして184.7キロメートル解消してございます。

残存の状況を申し上げますと、3万5,575件、延長といたしまして70.3キロメートル残存しておるような状況になってございます。今後も関連工事との調整を行いながら、早期の解消に努めてまいりたいと考えております。

○木本委員長 栗原委員。

○栗原委員 災害に遭ったときは、早急に安心した策を練って対処を求めたい。災害が発生し、断水が起きたときの対応についてお伺いします。

地域における給水活動の方法と場所についてお伺いします。

○木本委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの栗原委員の御質問にお答えをいたします。

資料といたしましては、請求資料の17ページをお開き願います。

ただいまの御質問にありました災害時における断水への対応でございますが、大規模な災害発生時と申しますと、先の東日本大震災、このときに大規模な断水が発生してございます。地震発生後ですね、市内にお

いて停電が発生するとともに、多くの場所で漏水が発生いたしました。そのため市内の大部分の地区におきまして断水のほうが発生いたしております。これらの断水の経験ということ、加えまして水道部におきましては応急給水体制、こちらのほうを構築しております。

応急給水活動の実施に当たりましては、資料でございますように、地域住民と水戸市管工事業協同組合、そして水道部職員がですね、おのおの役割を分担いたしまして、相互連携を図って、地域の住民の方との協働による応急給水体制、こちらを構築するということで進めております。平成27年度から事業を進めまして、現在は各地区における防災訓練、このときにあわせまして給水のほうの訓練を実施しております。

また、実際に応急給水活動をどういうふうにするのかということになりますが、市民センターで地域の方々に、市民センターに保管しております応急給水用給水タンク、こちらの設置をしていただきます。この設置が終了いたしますと、管工事業協同組合、こちらの協力を得まして給水基地から飲料水のほうを運搬のほうをしていただきます。センターに設置しました仮設のタンクに飲料水のほうを充填した後は、地域の方々によって給水活動を行っていただきます。

飲料水が不足するというような場合には、水道部のほうに御連絡をいただいて、再度管工事組合のほうから御協力を得て運搬をすることになります。なお、市民センター34か所のほうには仮設のタンクを、市内8か所のほうには耐震型貯水槽も整備してございますので、こちらのほうにおきましても応急給水の活動ができるという状況でございます。

○木本委員長 栗原委員。

○栗原委員 本市の上水道事業は公共性があるので、なるべく安く安定的に供給したほうがいい。本市の水道料金について県内の他の市町村と比べてどのくらいの水準かお伺いします。

2番、水道の安定的な供給に向け、どのような取組を行っているかお伺いします。

○木本委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの栗原委員の御質問にお答えをいたします。

まず、水道料金につきましては、令和元年10月現在におきまして、県内の事業体中、一般的な家庭で御使用なされております口径20ミリで1か月に20立方メートルを使用した場合と比較をいたしますと、県内で3番目に安い水道料金の水準となっております。なお、令和2年4月1日から料金のほうを改めさせていただきます。その基準で申しますと、県内での6番目というような形になってございます。

次にですね、水道の安定供給に向けてどういうことに取り組んでいるのかという部分でございますが、水道施設整備をしまして年月がたっております。老朽化への対応や災害対策への強化、そして経営の健全化など様々な課題がございます。将来にわたり市民の皆様へ水道水を安定的に供給することが可能となりますよう、平成24年にアセットマネジメントを策定しております。その後、土質の調査ですとか、水道管の管本体の調査などを積み重ねまして、アセットマネジメントのブラッシュアップといえますか、精度の向上を図っております。それを平成30年度に更新いたしました。そういった形で水道施設をきちんと更新して、安定的に水が供給できるように努めております。

今後も現在のアセットマネジメントに基づきまして、効率的に整備を進め、安定的な事業運営に努めていきたいと考えております。

○木本委員長 栗原委員。

○栗原委員 老朽管の早期発見に努め、なるべく早く交換を実施したい。古い水道管の状況と対応についてお伺いします。

○木本委員長 杉山水道整備課長。

○杉山水道整備課長 ただいまの栗原委員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、古い水道管、老朽管の状況につきまして御説明いたします。

老朽管の状況につきましては、高度成長期や水道拡張期に布設した管路が、耐用年数を迎え年々増加する傾向がございます。令和元年度末、老朽管の管路延長は24万7,764メートル、管路総延長は179万6,888メートル、老朽管の割合は13.8%となります。

次に、対応といたしまして更新状況ですけれども、令和元年度、石綿管や鋳鉄管の計画延長2,952メートルに対し、2,630メートルを更新いたしました。執行率は89%でございます。内訳といたしまして、鋳鉄管は計画延長2,007メートルに対して実施延長1,608メートル、執行率80.1%でございます。

続きまして、石綿管につきましては、計画延長945メートルに対し実施延長1,022メートル、執行率108.1%でございます。石綿管の残存延長につきましては、アセットマネジメントの目標値、令和元年度末7,557メートルに対し、実績は2,860メートルとなり、計画より4,697メートル更新が進んでいる状態となっております。

説明は以上でございます。

○木本委員長 栗原委員。

○栗原委員 公共性受水については、安心して飲める水を供給していく必要がある。安心して飲める水を供給していく必要があるが、どのような取組を行っているのかお伺いします。

○木本委員長 島浄水管理事務所長。

○島浄水管理事務所長 ただいまの栗原委員の御質問にお答えいたします。

安全でおいしい水を供給するため、浄水管理事務所では水道法に定められた検査項目に基づきまして、那珂川原水及び水道水の水質検査を実施しております。那珂川原水につきましては、水質監視装置により24時間監視しており、那珂川から採水した水を毎月1回検査するとともに、原水に異常があった場合には直ちに取水を停止する、こういった体制を取るなど、浄水処理に万全を期しております。

水道水につきましても、水質検査項目51項目に3項目加えた54項目、この54項目につきましては水道事業会計参考資料29ページ、30ページのほうに記載してございます。水道水につきましても毎月1回検査を行っており、検査の結果につきましては、原水、水道水ともホームページ上で公表し、また水道部の広報紙である水都だより、こちらに水質基準と検査結果を掲載しまして、各御家庭や事業所に配布して安心して御利用いただけるよう、周知を図っているところでございます。

今後につきましても、安全で安心な水道水を供給するため、適切な検査体制の実施と信頼性の確保に努めてまいりたいと考えています。

○木本委員長 よろしいですか。

それでは、栗原委員の通告に関連する質疑があれば、発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長　それでは、以上で栗原委員の通告に関連する質疑を終わらせていただきます。

それでは、以上をもちまして、当委員会に付託されました認定第2号の質疑は全て終了しました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会いたします。

なお、次回の委員会は、明日午前10時から開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

午後 2時 6分 散会